

福島県消費生活審議会委員募集のお知らせ

福島県では、県民の消費生活の安定と向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項について調査審議するため、知事の附属機関として、福島県消費生活審議会を設置しています。

審議会では、県民の皆様からの御意見を幅広くお聴きし、県政に反映させるために、委員2名を募集しております。

若い世代や女性をはじめ、様々な分野からの御応募をお待ちしております。

- 1 附属機関名 福島県消費生活審議会
学識経験者7名、消費者5名（うち公募委員2名）、事業者4名の16名で構成
 - 2 募集人員 2名
 - 3 任期 令和8年7月25日から令和10年7月24日までの2年間
 - 4 応募資格
次の条件を全て満たす満18歳以上（令和8年7月25日現在）の方。
ただし、国、地方公共団体の議員及び公務員を除きます。
(1) 消費者問題について、関心がある方
(2) 県内在住、在勤又は在学の方
(3) 年2回程度開催される審議会に出席できる方
 - 5 応募方法
次の書類を郵送又は持参により提出してください。
(1) 別紙「応募申込書」
(2) 作文（800字程度）
テーマ「最近の消費者問題について」
- ※ なお、応募書類については返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

【応募書類の提出先及び問い合わせ先】

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）
福島県生活環境部消費生活課
電話 024-521-7736

6 応募期間 令和8年5月28日（木）から令和8年6月17日（水）まで

7 応募受付

（1）郵送の場合は、令和8年6月17日（水）に必着で到着したものを受け付けます。

（2）持参の場合は、募集期間中の8時30分から17時15分まで受け付けます。

（土曜日・日曜日を除く。）

8 選考方法

選考は、応募申込書、作文及び面接により行います。

（1）第1次選考（応募申込書・作文）

（2）第2次選考（面接）※令和8年6月29日（月）午前又は30日（火）午後の予定。

第1次選考の結果に基づき、該当者のみ日時、会場についてお知らせします。

なお、応募に当たって要する費用（郵送料、面接に要する旅費等）は支給いたしませんので、御了承願います。

9 第1次選考結果の通知

令和8年6月下旬頃に、郵送により本人あてに通知します。

10 その他

（1）審議会に出席した場合は、規定の報酬（1日につき9,200円）及び旅費（福島県旅費条例に基づく旅費額）をお支払いします。

（2）審議会は、原則として公開で行われ、委員の氏名や発言内容についてホームページ等で公表します。

（3）選任された公募委員については、消費者教育等に関する情報交換及び調整を行う福島県消費者教育推進地域協議会の委員を兼ねていただきます。